

国立大学法人東京外国語大学教育研究評議会規程

平成16年 3月26日
規則第47号

改正 平成17年 7月 1日規則第40号 平成19年10月 2日規則第68号
平成19年12月 4日規則第97号 平成21年 3月31日規則第13号
平成24年 3月27日規則第21号 平成27年 3月24日規則第6号
平成30年12月18日規則第29号 令和 2年 3月26日規則第31号

(設置)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和2年3月26日制定）第8条第2項に基づき、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事 3名
- (3) 副学長 4名
- (4) 大学院総合国際学研究院長
- (5) 大学院国際日本学研究院長
- (6) 言語文化学部長
- (7) 国際社会学部長
- (8) 国際日本学部長
- (9) アジア・アフリカ言語文化研究所長
- (10) 附属図書館長
- (11) 大学院総合国際学研究院副研究院長 1名
- (12) 大学院国際日本学研究院副研究院長のうち留学生日本語教育センター長を兼ねる者
- (13) 言語文化学部副学部長
- (14) 国際社会学部副学部長
- (15) 国際日本学部副学部長
- (16) アジア・アフリカ言語文化研究所副所長
- (17) 事務局長

(審議事項)

第3条 評議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標についての意見のうち、教育研究に関する事項
- (2) 中期計画及び年度計画のうち、教育研究に関する事項
- (3) 学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員人事に関する事項
- (5) 教育課程編成に関する方針に係る事項

- (6) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- (7) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位授与に関する方針に係る事項
- (8) 教育及び研究の状況に係る自己点検及び評価に関する事項
- (9) 学長又は役員会から審議委託された事項
- (10) その他教育研究に関する重要事項
(会議)

第4条 評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

- 2 議長は、評議会を主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、議長の指名する理事がその職務を代行する。
- 4 評議会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 評議会は、原則として毎月1回開催するものとする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、臨時に評議会を開催できるものとする。

(委員以外の出席)

第5条 議長は、必要に応じて評議員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 評議会に関する庶務は、関係課等の協力を得て、総務企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議会が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に第2条第5号、第6号及び第9号の職にある者は、この規程により評議員となったものとみなし、その任期は、当該職の現有任期の終期までとする。
- 3 東京外国語大学評議会規程（昭和40年8月17日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月2日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年12月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。